

も く じ

第1章 障がい児・者の福祉

1 はじめに	1
①障害者手帳の交付	
②障害者総合支援法による福祉サービス	
③その他の法律による福祉施策	
④市などが独自に行う福祉施策	
2 障害者手帳について	
(1) 身体障害者手帳	1
(2) 療育手帳	2
(3) 精神障害者保健福祉手帳	3
3 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス	
■ 施設利用・ヘルパー等のサービス	
(1) 福祉サービスの種類	4
(2) 障害福祉サービス利用までの手続きの流れ	7
(3) 障害支援区分と利用できるサービス	8
(4) 利用者負担	8
(5) 苫小牧市内の事業所一覧	10
■ 補装具・日常生活用具について	
(1) 補装具について	22
(2) 日常生活用具について	23
(3) 自助具給付事業	25
(4) 軽・中等度難聴児補聴器購入等助成事業	25
4 その他の法律等による福祉政策	
■ 生活の保障について	
<年 金>	
(1) 障害基礎年金	26
(2) 障害厚生年金	26
(3) 特別障害給付金	27
<手 当>	
(1) 特別障害者手当	27
(2) 障害児福祉手当	27
(3) 特別児童扶養手当	27
(4) 在日外国人の福祉手当の支給	28
<その他>	
(1) 心身障害者扶養共済制度	28
(2) 生活福祉資金貸付制度	28
(3) 生活保護制度	28
■ 雇用の促進と安定について	
(1) 公共職業訓練	29
(2) 職場適応訓練	29
(3) トライアル雇用事業	29

(4) 事業主に対する諸制度	30
(5) 苫小牧心身障害者職親会	30
(6) 函館視力障害センター	30
(7) 障がい者就労相談員	30

■ 健康と医療の保障について

(1) 重度心身障害者医療費助成制度	31
(2) 自立支援医療	31
①育成医療 ②更生医療 ③精神通院医療	
(3) 医師等による巡回相談など	34
(4) 在宅難病療養者に対する歯や健康に関する訪問相談	34
(5) こころの健康相談	34

■ 難病患者の福祉サービス・医療費助成制度について

(1) 難病患者の障害福祉サービス利用について	35
(2) 特定疾患・難病などの医療費助成制度	35
(3) 小児慢性特定疾病児童等の生活用具の給付について	38

■ その他の在宅福祉について

<市の機関等による支援>

(1) 苫小牧市基幹相談支援センター	39
(2) 心身障がい者等の相談員の配置	39
(3) 苫小牧市福祉ふれあいセンター	40

<コミュニケーションに関する支援>

(1) 手話通訳員の配置及び派遣	41
(2) 要約筆記通訳員の派遣	41
(3) 入院時コミュニケーション支援事業	41

<自動車の利用に関する制度>

(1) 自動車の改造費に対する助成	41
(2) 自動車運転免許取得費に対する助成	42
(3) 障がい者に関する標識等	42
(4) 駐車禁止除外指定車標章の交付	43
(5) 自動車税種別割・自動車税環境性能割等の減免	43
(6) 有料道路通行料金の割引	43

<その他の制度等>

(1) 障がい者住宅について	44
(2) 寝たきり在宅障がい者に対する紙おむつ給付について	44
(3) 緊急通報システムについて	44

5 税・公共交通機関運賃・公共料金の減免、割引

<税の控除>

(1) 所得税・住民税	45
(2) 相続税	46
(3) 個人事業税	46
(4) 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割	46
(5) 少額貯蓄の非課税	47

＜市で行う交通料金助成制度＞

(1) 福祉ハイヤー助成制度	48
(2) 重度障害者タクシー料金助成制度	48
(3) 市内路線バス無料乗車証交付制度	48
(4) 重度心身障害者通院交通費助成制度	48

＜公共交通機関運賃の割引＞

(1) JR旅客運賃の割引	50
(2) 航空機運賃の割引	50
(3) バス運賃の割引	50
(4) フェリー運賃の割引	50
(5) タクシー運賃の割引	50

＜公共料金等の減免＞

(1) 有料道路通行料金の割引	51
(2) NHK放送受信料の免除	51
(3) NTT無料番号案内	52
(4) 郵便料金の免除	52
(5) 携帯電話料金の割引	52
(6) 市のスポーツ施設利用料の免除	52
(7) 市の美術博物館観覧料の免除	53

＜各種選挙における郵便等投票＞	53
-----------------	----

第2章 高齢者の福祉

1 介護保険について

(1) 目的（介護保険法第一条）	54
(2) 介護保険の保険者	54
(3) 介護保険の被保険者	54
(4) サービスの利用を受けるには	55
(5) 介護保険で受けられるサービス	56

■ 居宅サービス（介護予防を含む）

ア 在宅で受けられるサービス	イ 通所で受けられるサービス
ウ その他の居宅サービス	エ 地域密着型サービス
オ 介護予防・生活支援サービス事業	カ 福祉用具の貸与・購入・住宅の改修

■ 施設サービス

①介護老人福祉施設	②介護老人保健施設	③介護医療院
(6) サービスの利用額	59	
(7) サービスの自己負担	60	
ア 高額医療合算介護（予防）サービス費	60	
イ 低所得者に対する軽減措置	61	
①社会福祉法人による利用者負担額軽減制度		
②民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度		
③特別養護老人ホーム入所者の利用者負担の軽減		
(8) おむつ代の医療費控除証明書について	62	
(9) 要介護認定者・要支援認定者の所得税・市道民税障害者控除について	62	

(10) 地域包括支援センター	62
(11) 医療と介護に関する相談窓口	63
(12) 地域支援事業	64
2 高齢者の保健福祉サービス（介護保険制度以外のサービス）	
(1) 施設サービス	65
①養護老人ホーム ②経過的軽費老人ホーム ③ケアハウス ④高齢者福祉センター	
(2) 在宅生活支援サービス	66
①日常生活用具の給付 ②緊急通報システムの設置 ③ふれあいコール	
④在宅寝たきり高齢者等寝具クリーニングサービス ⑤在宅寝たきり高齢者等紙おむつの給付	
⑥在宅寝たきり高齢者訪問理美容サービス ⑦車いす、福祉車両の貸出し	
⑧愛の一声運動 ⑨在宅介護者の集い ⑩救急医療情報キットの配布	
(3) 保健サービス	68
①健康教育 ②健康相談 ③検診事業 ④訪問指導	
(4) 健康づくり・生きがいくくり事業	69
①バス料金の助成 ②老人クラブ等への助成 ③町内会等への助成	
④シルバー人材センター ⑤スポーツ活動	
(5) 敬老事業	70
(6) 生活の保障について	70
①老齢基礎年金 ②老齢福祉年金 ③在日外国人福祉手当の支給について	
④生活福祉資金貸付制度	
(7) 健康と医療の保障について	71
(8) 税の控除	72
(9) 高齢運転者等専用駐車区間制度	72

第3章 母子・父子・児童の福祉

1 相談業務について

(1) 児童相談	74
(2) ひとり親家庭相談	74
(3) DV・女性相談	74

2 児童の援護について

(1) 乳幼児の保育	75
ア 保育所・認定こども園・小規模保育施設 イ 子育てルーム	
ウ 子育て支援センター エ 子ども・子育て相談ナビ（利用者支援窓口）	
(2) 児童の入所施設等	76
①乳児院 ②児童養護施設 ③障害児入所施設 ④児童心理治療施設	
⑤児童自立支援施設 ⑥自立援助ホーム ⑦里親制度	
(3) 児童センター	77

3 障がい児の療育・教育について

(1) 障害児通所支援	78
(2) 児童生徒の特別支援教育	78
①知的障害学級、自閉症・情緒障害学級 ②肢体不自由学級	
③病弱学級・弱視学級・難聴学級 ④院内学習支援教室 ⑤通級指導教室	

(3) 特別支援学校	80
(4) その他	80
4 妊産婦の援護について	
(1) 助産施設	81
(2) 妊婦一般健康診査・超音波検査	81
(3) 妊娠高血圧症候群等療養援護費	81
(4) 産婦健康調査	81
(5) 産後ケア事業	82
(6) 多胎産後サポート事業	82
5 健康と医療の保障について	
(1) 乳幼児等医療費助成制度	82
(2) ひとり親家庭等医療費助成制度	82
(3) 重度心身障害者医療費助成制度	82
(4) 小児の医療給付制度	83
①未熟児養育医療 ②結核児童療育医療 ③小児慢性特定疾病医療	
④身体障害児育成医療	
(5) 乳幼児各種健診・検査等について	83
①4か月児健診 ②10か月児健診 ③1歳6か月児健診 ④3歳児健診 ⑤乳幼児すこやか健診	
⑥先天性代謝異常等検査 ⑦胆道閉鎖症スクリーニング検査 ⑧新生児聴覚調査 ⑨赤ちゃん訪問	
⑩赤ちゃん教室 ⑪親子デンタル教室 ⑫5歳児発達相談	
6 児童の手当について	
(1) 児童手当	84
(2) 児童扶養手当	84
(3) 特別児童扶養手当	85
(4) 障害児福祉手当	85
(5) 苫小牧市母子家庭等児童入学援助金	85
7 生活の援護について	
(1) 母子・父子・寡婦貸付制度	86
(2) 母子家庭等自立支援給付金支給事業	86
(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	87
(4) 養育支援訪問事業	88
(5) 苫小牧市ファミリー・サポート・センター事業	88
(6) その他奨学資金	89
(7) ひとり親家庭学習支援事業	90
(8) ひとり親家庭等日常生活支援事業	90
8 雇用の促進と安定について	
(1) 公共職業訓練	91
(2) トライアル雇用事業	91
(3) 事業主に対する制度	91

第4章 地域福祉

1 地域福祉

(1) 市民活動センター	92	
(2) 苫小牧市社会福祉協議会	92	
①苫小牧市ボランティアセンター	②市民相談所	③福祉人材バンク
④生活福祉資金貸付制度	⑤生活応急資金貸付事業	
⑥高額療養資金貸付事業	⑦愛情銀行事業	
(3) 苫小牧市ボランティア連絡協議会	95	
(4) 民生委員・児童委員	95	
(5) 人権擁護委員	95	
(6) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護	96	
(7) アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策	96	

2 成年後見制度等について

(1) 成年後見制度	97
(2) 日常生活自立支援事業	98

3 その他の福祉的制度

(1) 生活保護制度	98
(2) 生活困窮者自立支援制度	98
(3) ふれあい収集	99

<資料>

相談機関

(1) 官公庁等	100
(2) 人権擁護委員	101
(3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員・地域相談員	101
別表1 身体障害者障害程度等級表	102
2 障害者総合支援法の対象疾病一覧	103
3 特別障害者手当障害程度表	104
4 障害児福祉手当障害程度表	104
5 児童扶養手当障害程度表	105
6 特別児童扶養手当障害程度表	106
7 生活福祉資金貸付条件一覧表	107
8 各種減免等制度一覧	108
9 障害基礎年金・障害厚生年金障害等級表	109
10 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度について	111
11 苫小牧市福祉施設一覧・保育所一覧・認定こども園一覧・小規模保育施設一覧	112
障害年金リーフレット	117
関係機関所在地図	118
福祉ふれあいセンター周辺地図	119
あいサポート運動・ヘルプマーク	120